資料２

独立行政法人評価制度の主な変更点について

１．独立行政法人通則法の改正について

（１）評価主体の変更（第３２条）

旧独立行政法人通則法下において各省独立行政法人評価委員会において実施していた独立行政法人の業務実績評価を、法人の政策実施機能の最大化を図る観点から、主務大臣の下でのＰＤＣＡサイクルを十分に機能させるため、主務大臣が目標の策定に加え評価も行う体制に変更。

（２）見込み評価の実施（第３２条第１項第２号）

次期の中期目標の策定や予算要求に活用するため、中期目標期間に係る業績評価の時期を見直し、中期目標期間の最終年度に、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績について評価（見込み評価）を実施。

（※日本学生支援機構は平成３０年度に実施予定。）

（３）法人による自己評価（第３２条第２項）

法人は、評価を受けようとするときは、業務の実績について自らの評価を記載した報告書を主務大臣に提出するとともに、公表することを義務づけ。

また主務大臣は、年度評価及び中期目標期間評価において、客観性を考慮しつつ自己評価書を十分に活用し、効果的かつ効率的な評価を行う。

（※日本学生支援機構の平成２６年度業務実績に係る自己評価結果は平成２７年６月２４日付で文部科学大臣に提出、６月３０日にホームページにて公表。）

【参考】

◇独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十二条　中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の

実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

２　中期目標管理法人は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（以下、略）

２．評定について

文部科学省独立行政法人評価委員会が自ら設定していた評定区分、総合評定の方法、評価の結果の様式等を、他府省との間で標準化し統一性を向上させることにより、国民にとって分かりやすい評価を実現し、透明性の確保・国民への説明責任の徹底（見える化）をはかる。

原則として、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階の評語を付すこととし、「Ｂ」を標準とする。（各評価項目の業務実績と評定区分については資料４－１参照）

３．本ワーキングチームについて

（１）ワーキングチームの位置付け

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成２６年９月２日総務大臣決定）において、主務大臣が独立行政法人の業務実績評価を行う際には、必要に応じて、外部有識者の知見の活用を図ることとされていることから、文部科学省においては、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成２７年６月３０日文部科学大臣決定）に基づき、現行の「政策評価に関する有識者会議」（平成１３年６月４日文部科学大臣決定）の下にワーキングチームを設置し、各独立行政法人の自己評価結果について御助言を頂く。

（２）ワーキングチームでの審議事項

ワーキングチームにおいては業務実績の評価に加え、中期目標、中期計画の策定・変更時の意見聴取など、独立行政法人の業務実績評価を実施するのに必要な事項に絞って御審議いただく。

【参考】

◇独立行政法人の評価に関する指針（平成２６年９月２日総務大臣決定）

６　評価の方法等

主務大臣は、目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から、以下の方法等により評価を行い、評価の実効性を確保するものとする。

（中略）

上記のほか、必要に応じて以下に掲げる事項その他評価の実効性を確保するための手法を適用する。

ｉ 外部有識者の知見の活用（ただし、利害関係者を排除するなど手続の妥当性に留意するものとする。）

（以下、略）

◇文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（平成２７年６月３０日文部科学大臣決定）

Ⅱ　中期目標管理法人の評価に関する事項

２　評価体制

（２）政策評価に関する有識者会議ワーキングチーム

○　中期目標管理法人の評価等にあたっては、「文部科学省政策評価基本計画」に基づき開催される「政策評価に関する有識者会議ワーキングチーム」（以下、「ＷＴ」という。）等を通じて、有識者の知見の活用を図らなければならない。ＷＴで有識者の知見を活用する事項は、以下に定める。

○　中期目標の策定及び変更（第 29 条第 1 項）

○　中期計画及び中期計画の変更についての認可（第 30 条第 1 項）

○　中期計画の変更の命令（第 30 条第 3 項）

○　年度評価、見込み評価、期間実績評価（第 32 条第 4 項）

○　評価結果に基づいて命ずる、法人が講ずべき措置（第 32 条第 6 項）

○　中期目標期間終了時の所要の措置についての意見（第 35 条第 1 項）

〈独立行政法人評価委員会での審議事項〉

各年度の業務実績評価
中期目標期間の業務実績評価
中期目標の策定についての意見
中期目標の変更についての意見
中期計画の認可についての意見
中期計画の変更の認可についての意見
業務方法書の変更の認可についての意見
財務諸表の承認についての意見
剰余金の使途の承認についての意見
短期借入金限度額を超えた借入及び短期借入金の借換についての意見
不要財産に係る国庫納付等の認可についての意見
不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求ができる旨の催告の認可についての意見
不要財産以外の重要財産を譲渡又は担保に供しようとすることの認可についての意見
役員の報酬及び退職手当の支給基準についての意見
積立金の処分についての意見
長期借入金及び債券発行の認可についての意見
長期借入金及び債券の償還計画の認可についての意見
役員退職時の業績勘案率に係る評価

⇨

〈ワーキングチームでの審議が必要な事項〉

各年度の業務実績評価
中期目標期間の業務実績評価
中期目標の策定についての意見
中期目標の変更についての意見
中期計画の認可についての意見
中期計画の変更の認可についての意見

（他の事項の審議を妨げるものではない。）